

# 中国法における船荷証券上の裁判管轄条項 および準拠法条項の効力

金 玲

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 根拠条文
- 3 裁判例
- 4 若干の検討
- 5 おわりに

## 1 はじめに

国際海上物品運送においては、渉外的な要素が多く、紛争が生じた際に異なる国の裁判所がそれぞれ裁判管轄権を主張することが珍しくない。このような国際海上物品運送に関連する裁判管轄権の衝突問題を解決するために、しばしば船荷証券（以下、B/L という。）上に、裁判管轄条項および／または準拠法条項を設けて、ある一国の裁判所を管轄裁判所とする、または一国の法（もしくは国際条約）を準拠法と指定することがある。しかし、この裁判管轄条項および準拠法条項の有効性は常に認められるのではない。

まず、国際条約の中に国際海上物品運送における裁判管轄権を定めた規定として、1978年「国際連合国際海上物品運送条約」（以下、ハンブルク・ルールという。）第21条<sup>1)</sup>と、2008年「全部または一部が海上運送による国際海上物

---

1) ハンブルク・ルール第21条【裁判管轄】

「1 本条約に基づく物品運送に関する司法上の手続において、原告は、その選択により、裁判所所在国の法律に従い、正当な権限を有し、かつ、次に掲げる地の一つを管轄する裁判所において訴訟を提起することができる。

(a) 被告の主たる営業所の所在地、又はそれが存在しないときは、その常居所

品運送条約」(以下、ロッテルダム・ルールという。)第14章<sup>2)</sup>がある。これら裁判管轄に関する規定は、B/L上の裁判管轄条項を否定または制限する内容をも含んでいるが、ハンブルク・ルールは、主要な海運国がそれを批准しておらず、ロッテルダム・ルールは未発効であるうえ、裁判管轄に関する規定を条約締約国の選択により適用するオプト・イン方式を採用しているため、両条約

- 
- ㄨ (b) 契約締結地。ただし、被告が、その地に契約を締結した営業所、支店又は代理店を有する場合に限る。
  - (c) 船積港又は陸揚港
  - (d) 海上運送契約において、その目的のために指定されたすべての地
- 2 (a) 前項の規定にかかわらず、訴訟は、運送船舶又は同一船主が所有する他の船舶が、締約国で適用されるべき法及び国際法に従って差し押さえられている締約国内の港又はその地を管轄する裁判所で開始することができる。ただし、このような場合には、被告の申立てに基づき、請求権者は、その選択により、当該請求の決定のため、前項に定める管轄裁判所の一つに訴訟を移送しなければならない。ただし、このような手続に先き立って、被告は、当該訴訟において言い渡される判決につき、請求権者に対する支払を保証するに十分な担保を提供しなければならない。
- (b) 担保が十分であるか否かに関するすべての問題は、差押港又は差押地の裁判所により決定される。
- 3 本条約に基づく物品運送に関するいかなる訴訟手続も、本条第1項及び第2項に定められていない地において開始することはできない。本項の規定は、締約国における一時的又は保全的な措置についての管轄権を排除するものではない。
- 4 (a) 訴訟が、本条第1項及び第2項に基づき管轄権を有する裁判所で提起されたとき、又は、このような裁判所により判決が言い渡されたときは、新たな訴訟は、同一の原因につき同一当事者間において提起されてはならない。ただし、最初の訴訟が提起された裁判所の判決が、新たな手続の提起された国において執行可能でないときはこの限りでない。
- (b) 本条の適用上、判決の執行を行うための手続を提起することは、新たな訴訟の提起とみなされない。
- (c) 本条の適用上、本条第2項(a)による同一国内の他の裁判所又は他の国の裁判所への訴訟の移送は、新たな訴訟の提起とみなされない。
- 5 本条第1項ないし第4項の規定にかかわらず、海上運送契約に基づく請求がなされた後に、請求権者が訴訟を提起する地を指定する当事者間の合意は、有効とする。」中村真澄=箱井崇史『海商法』401頁(成文堂、2001年)。
- 2) 藤田友敬編著『アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ』416-421頁(商事法務、2014年)参照。

の裁判管轄規定が、B/L 上の裁判管轄条項および準拠法条項（以下、B/L 上の管轄条項・準拠法条項という。）の有効性判断の基準となるケースは稀であるといえる。

そのため、B/L 上の管轄条項・準拠法条項は、むしろ各国の国内法によってその効力が判断されるが、前述のとおり、それは常に有効と判断されるわけではなく、また国によってその有効性の認定基準は異なっている。

たとえば、日本の場合、最判昭和50年11月28日判決により、（1）、当該事件が日本の裁判権に専属的に服するものではなく、（2）、指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有する、との二要件を充たすかぎり、B/L 上の外国の専属管轄を定める条項は、原則有効である<sup>3)</sup>。そして前述の二つの要件を充たして一応有効と認められた管轄条項が、はなはだしく不合理で公序法に違反するときなどは無効となりうる<sup>4)</sup>とされている。

本稿においては、B/L 上の管轄条項・準拠法条項の有効性判断に関する中国の状況について紹介する。また紙幅の関係上、外国の裁判所を管轄裁判所とする条項または外国法（もしくは国際条約）を準拠法とする条項の効力を中国裁判所がどのように判断するかに焦点を当てて論じたい。

## 2 根拠条文

中国海商法は、第269条において、準拠法の選択に関する（原則）規定を設けているが、B/L に摂取・記載された管轄条項・準拠法条項の効力について直接定めた規定を設けていない。

管轄条項・準拠法条項を規制する規定として、過去の裁判例において議論の対象となったもの、学説上議論されているものの中から、主要な規定（将来も議論されるであろう）を以下に紹介する。

3で紹介する裁判例は1996年から2016年になされたものである。それらの判

---

3) 平塚真「海事裁判管轄」落合誠一＝江頭憲治郎編『海法体系』630頁（商事法務、2003年）。

4) 平塚・前掲注（3）同所。

法が根拠条文とした規定は、その後の法改正により廃止・改正されたものもあるが、それらの規定に関する裁判所の判断および学説の評価は、改正法・現行法の解釈に、とりわけ、「類似・同一文言」の解釈について、重要な参考・指針を提供するはずである。

**【準拠法選択】**

中国海商法第269条は、1993年に施行されて以来、準拠法選択の自由を認め続けており、一度も修正・変更を受けていない。

中国海商法第269条【涉外関係の準拠法・見出しは筆者による。以下同じ】

「契約当事者は、法律に別の定めがある場合を除き、契約に適用する法律を選択することができる。契約当事者が選択していないときは、契約と最も密接な関連を有する国の法律を適用する。」

前段で、契約当事者に準拠法選択の自由を原則として認めており（特別法の規定があるときに制限を受けるのは当然の理）、契約当事者の一方（たとえば、運送人）の営業所が所在する国の法律または契約当事者の双方と係わりのない国（第三国）の法律を選択することも可能である。

後段は、契約当事者による選択がないとき、「契約と最も密接な関連を有する国の法律」が適用される、と定めており、直ちに、「中国法」の適用を認めているわけではない。「契約と関連を有する国」が複数ある場合、中国が「契約と最も密接な関連を有する国」であれば、「中国法」が適用される。

なお、本条は、準拠法選択に関する原則を定めた規定であり、合意の形式的要件に関する規制（書面を要するか否か）については言及していない。

別の定めを置く法律として、2011年4月1日施行の「涉外民事関係法律適用法」第2条【関連法律の適用関係】は、中国法を準拠法とする根拠として、以下のような規定を設けている。

「涉外民事関係に適用すべき法は、本法により確定する。その他の法に涉外民事関係の法律適用に関する特別な規定がある場合は、それにしたがう。」

本法およびその他の法に涉外民事関係の法律適用について定めがない場合は、当該涉外民事関係と最も密接な関係を有する法を適用する。」

【裁判管轄】

裁判上、準拠法条項の有効性よりも、管轄条項の有効性が争われた例が多数であるが、先述のとおり、海商法は、合意管轄に関する規定を設けていないため、合意管轄については、民事訴訟法の適用を受けることになる。

かつて、1991年民訴法第244条および2007年民訴法第242条は、涉外紛争における合意管轄について以下のような（同一文の）規定【合意管轄】を設けていた。

「涉外契約または涉外財産権に係る紛争の当事者は、書面により、紛争と実際に関連性のある地の裁判所が管轄することを合意選択することができる。中華人民共和国の人民法院の管轄を選択する場合には、本法の審級管轄および専属管轄に関する規定に反してはならない。」

本条は、紛争発生後の管轄裁判所の選択だけでなく、契約締結時（紛争発生前）の選択の自由を認めていた、と解されうる。そして、管轄裁判所は、紛争と実際に関連性のある地の裁判所であれば足り、中国の裁判所に限定されてはいなかった（外国裁判所の可能性を否定していなかった）。

しかし、2012年および現行2017年民事訴訟法は、涉外紛争における管轄裁判所選択の自由（原則）を定めた規定を承継しなかった<sup>5)</sup>。

---

5) 2012年民訴法以降、涉外紛争における合意管轄については、国内紛争に関する合意管轄規定（2012年民訴法第34条、現行民訴法第34条）が適用されることとなった。すなわち、以前、涉外と国内を区別して「合意管轄」を定めていたが、国内管轄に関する第34条に一本化した。そして、国内合意管轄に関する1991年民訴法第25条と2007年民訴法第25条にはない、「紛争と実際に関連性のある地」の文言が2012年民訴法第34条、現行民訴法第34条に追加された。

合意管轄規定の一本化に反対の見解として、実際に関連性基準（4-③参照）を国内合意管轄に導入する目的は、当事者が選択可能な裁判所の範囲を拡張するところにあるが、涉外合意管轄においては、当事者の選択可能な裁判所の範囲を制限するところがあり、その目的が異なるため、不合理であるとのもの（卢迪=周新军「论我国涉外协议管辖制度中的实际联系原则」齐齐哈尔大学学报（哲学社会科学版）103頁（2019年6月））、国内紛争に実際に関連性基準を導入することによって、事件と関連のない裁判所を排除し、裁判の効率を高め、判決結果の公正を保つ効果が得られるが、涉外紛争の裁判所の選択においては、考慮すべき要素が多く、実際に関連性基準で当事者の裁判所選択権を制限することは、当事者のニーズに合致せ

したがって、現行民訴法上、涉外紛争の裁判管轄に関しても、中国の国内紛争の裁判管轄に関する規定が適用される。

まず、現行（2017年）民訴法第27条は、運送契約に関する紛争の普通裁判籍を定めているが、1991年民訴法第28条、2007年民訴法第28条および2012年民訴法第27条と同一の文言である。

【運送契約紛争の管轄】「鉄道運送、道路運送、水上運送、航空運送および複合運送契約に係る紛争について提起された訴訟は、運送の開始地、目的地または被告の住所地の人民法院が管轄する。」

なお、本条に定める三つの地に加え、1999年海事訴訟特別手続法第6条第1項第2号により、「積替港所在地」の人民法院も管轄裁判所に含まれることになるため、4つの裁判所が管轄裁判所となりうる。

本来、本条は、中国国内運送に係わる紛争の裁判籍を定めた規定であろうが、「最高人民法院の海事法院の案件受理範囲に関する若干規定」第11条<sup>6)</sup>により、中国と外国間の運送に係わる紛争にも適用される。

つぎに、中国民訴法は、契約当事者の合意による管轄裁判所の選択（普通裁判籍の裁判所の排除）を認めている。1991年民訴法第25条と2007年民訴法第25条は、同一文言の以下のような規定である。

【合意管轄】「契約の当事者双方は、書面による契約において被告の住所地、契約履行地、契約締結地、原告の住所地、目的物の所在地の人民法院の管轄を合意により選択することができる。ただし、本法の審級管轄および専属管轄に関する規定に反してはならない。」

---

↘ず、かえて不必要な損害を被らせる可能性があるとのもの（徐伟功＝杨怡忱「我国涉外管辖协议性的区分标准探析」江汉大学学报（社会科学版）第37卷第2期11頁（2020年4月））、国内紛争と涉外紛争の明らかな相違から合意管轄について区別して規定すべきとのもの（徐钊才「我国涉外民事诉讼管辖权制度存在的问题及完善探析」法制与社会97頁（2020年4月））がある。

6) 最高人民法院の海事法院の案件受理範囲に関する若干規定第11条

「海上または海に通じる水域における貨物運送契約に係る紛争事件。遠洋運送、海上運送区間を含む国際複合運送、沿海および内陸水運、水水複合運送、水陸複合運送などの水上貨物運送契約紛争事件を含む。」

管轄裁判所選択の合意は、無制限に認められるものではなく、「書面をもって」することが要求されており、(おそらく) 限定列挙された5つの地の人民法院の中から選択することができる(5つの地と異なる地の選択は許されない)。

2012年民訴法第34条は、先行の規定に修正(下線部)を加えており(選択の可能性を広げた)、2017年民訴法第34条がそのまま受け継いでいる。

【合意管轄】「契約またはその他財産権から生じる当事者間の紛争は、書面をもって、被告住所地、契約履行地、契約締結地、原告住所地、目的物所在地など、紛争と実際に関連性のある地の人民法院<sup>7)</sup>を合意により選択することができる。ただし、審級管轄および専属管轄に関する規定に反してはならない。」

改正規定は、先行規定で(限定)列挙されていた5つの地を包括する文言として、「紛争と実際に関連性のある地」を加えている。この文言は、1991年民訴法第244条および2007年民訴法第242条が用いていたものと同一である。

海上物品運送契約における「紛争と実際に関連性のある地」としては、5つの地のほか、海事訴訟特別手続法第6条第1項第2号の「積替港所在地」、B/L発行地、B/L所持人の営業所所在地などが考えられる。

これらの複数の地の中から、管轄裁判所の選択が可能(のよう)であるが、反対解釈をすると、それらの地とは無縁の地の裁判所を選択することはできない、と解される。

また、当事者の黙示によりなされる管轄合意に関する規定として、2012年および現行(2017年)民訴法第127条<sup>8)</sup>がある。

---

7) 2012年および2017年民訴法第34条は、紛争と実際に関連性のある地の「裁判所」ではなく、「人民法院」との文言を使用しているが、第34条を涉外合意管轄の場合で適用する場合、中国国内の人民法院しか選択できないとの誤解を与える可能性があり、当該文言は不適切であるとの批判がある(戸=周・前掲注(5)同所)。

8) 2012年および2017年民事訴訟法第127条【応訴管轄】

「人民法院が事件を受理した後、管轄権に対して不服がある者は、答弁書の提出期間内に異議を申し立てなければならない。人民法院は、当事者が提出した異議について、審査しなければならない。異議が成立する場合、事件を管轄権のある人民法院に移送しなければならない。異議が成立しない場合、当事者の申立てを棄却」

**【普通取引約款】**

運送契約の当事者は、管轄裁判所および準拠法を選択するに際して、上記の諸規定の適用（制限）を受けるほか、B/L上の管轄条項・準拠法条項を含む契約条項は、附合契約的な性質を有するため、普通取引約款に関する規定の規律も受ける。普通取引約款に関しては、従来、旧契約法が規定を設けていたが、それらの規定は、2021年1月1日施行の民法に受け継がれることになった。旧契約法の規定に関する議論の多くは、ほぼそのまま、民法の議論として承継・援用される、と思われる。

普通取引約款を利用した契約に関する紛争において、深刻に争われたのは、約款提供者の注意喚起・説明義務の規定（旧契約法第39条）であった。

旧契約法第39条 **【普通取引約款】**

「普通取引約款を使用して契約を締結する場合、普通取引約款を提供する側は、公平の原則にしたがい、当事者間の権利および義務を定め、かつ合理的な方法で自らの責任を免除または軽減する条項について相手方の注意を喚起し、相手方の請求に基づき、当該条項について説明をしなければならない。

普通取引約款とは、当事者が反復して使用するためにあらかじめ制定し、契約締結時に相手方当事者と協議を行っていないものをいう。」

管轄条項・準拠法条項は、注意喚起の対象になるとの立場が、判例・学説上、

---

↘する。

当事者が管轄異議を申し立てず、応訴答弁する場合は、受訴人民法院に管轄権があるとみなす。ただし、審級管轄および専属管轄の規定に反するものは除く。」

黙示の管轄合意について、単に裁判管轄権を争うために出廷した場合は、第127条にいう「応訴答弁」には該当せず、黙示の管轄合意にならないとの見解がある（侯振坤＝崔秀芝「论涉外海事案件的协议管辖」法商研究—中南政法学院学报1994年第2期42頁）。

第127条を根拠に、当事者の応訴により、黙示の裁判管轄合意が成立したと判断しているものとして、湖北省高级人民法院（2001）鄂民四終字第46号（一審は武漢海事法院（2009）武海法商字第53号）がある。同裁判所は、荷送人（原告、被控訴人）と運送人（被告、控訴人）が、法廷で中国法を適用することに同意したとして、B/L上の香港の法律を適用するとする条項の効力を否定している（<http://hk.lexiscn.com/law> に掲載）。



多数を占めているようである。議論は、約款提供者（運送人）が相手方（荷送人）に対しどのような行動をとれば、「相手方の注意を喚起」したことになるのかに、ほぼ集中していた。

しかし、旧契約法第39条は、この注意喚起・説明義務違反の効果について定めていなかった（解釈に委ねていた）<sup>9)</sup>。

民法第496条【普通取引約款】は、旧契約法第39条に対応する規定と解されている。

民法第496条は、旧契約法第39条第1項（注意喚起・説明義務）と第2項（約款の定義）の規定の文言はほぼそのままにして、順序を入れ替えて自らの規定として継承した。そして、民法第496条は、旧契約法第39条が規定していなかった注意喚起・説明義務違反の効果について、明文の規定を第2項の後段に設けた。民法第496条第2項は以下のような規定である（下線部は新しく付加された部分）。

「普通取引約款を使用して契約を締結する場合、普通取引約款を提供する側は、公平の原則にしたがい、当事者間の権利および義務を定め、かつ合理的な方法で自らの責任を免除または軽減するなど、相手方と重大な利害関係を有する条項について相手方の注意を喚起し、相手方の請求に基づき、当該条項につ

---

9) 旧契約法第39条が注意喚起・説明義務違反の効果について定めていないことを補う形で、2009年最高人民法院「中華人民共和國契約法」適用の若干の問題に関する解釈（二）第9条は、「普通取引約款を提供する側が契約法第39条第1項の注意喚起・説明義務に関する規定に違反したことにより、相手方がその責任の免除または制限規定に気づかず、当該条項の取消しを申し立てた場合、人民法院はそれを支持しなければならない。」と定めていた。

また同解釈第10条は、「普通取引約款を提供する側が契約法第39条第1項の規定に違反し、かつ契約法第40条規定のいずれかの事由を有する場合は、人民法院は当該条項を無効と認定しなければならない。」と定めていた。

学説上の見解であるが、旧契約法第39条の注意喚起・説明義務違反の効果として、①当該条項は無効である、②相手方は当該条項の取消しを主張することができる、③相手方は当該条項は契約の内容にならないと主張することができるの三つの解釈が考えられるとされてきた（黄薇 主編『中華人民共和國民法釋義』954頁（法律出版社、2020年））。

いて説明をしなければならない。普通取引約款を提供する側が注意喚起または説明義務を履行しなかったことにより、相手方が自身と重大な利害関係を有する条項に気づかずまたは理解しなかった場合、相手方は当該条項は契約の内容にはならないと主張することができる。』<sup>10)</sup>

運送人が提供する B/L も、一般に、民法第496条第1項の「普通取引約款」に該当する、と解され、同証券上の管轄条項・準拠法条項が「相手方（荷送人・備船者）と重大な利害関係を有する条項」に該当する場合、運送人は、相手方に対して注意を喚起し、相手方の請求があれば、当該契約について説明をしなければならない。注意喚起は、運送人の自発的・能動的な義務であり（真正の義務か、いわゆる間接義務かの法的性質論には立ち入らない）、説明義務は、受動的な応答義務である。

したがって、運送人は、荷送人に交付する B/L 上の管轄条項・準拠法条項が「相手方と重大な利害関係を有する条項」に該当する場合でも、「相手方の注意を喚起」したと認められる所作をとり、それに対して、相手方が説明を求めなければ、相手方がその条項を承諾した、と主張しうるもの、と思われる。しかし、なお、相手方が説明を求めなかっただけでは足りず、その条項を承諾する旨の明示的合意が必要、との解釈もありうる。

普通取引約款の中に強行法・公序良俗に関する条項が含まれる場合、それをそのまま認めることはできない。旧契約法第40条【普通取引約款の無効】は、

---

10) 民法第496条は、注意喚起・説明義務違反の法的効果を、「相手方は当該条項は契約の内容にはならないと主張することができる。」としているが、その効果は、契約締結の範疇に属する効果であり、民法第497条で規律する契約成立後の効力問題とは区別されるとの評価がある（黄・前掲注（12）955頁）。また、注意喚起・説明義務違反があれば、直ちに契約の内容にはならないと主張できるのではなく、「相手方が自身と重大な利害関係を有する条項に気づかずまたは理解しなかった」ことが前提条件になるとの解釈がみられる。すなわち、普通取引約款の提供者側が注意喚起・説明義務を履行していないが、相手方が契約上のこれらの条項に気づき、かつ条項の意味を理解していれば、当該条項が契約の内容にはならないと主張できなくなるとのことである（最高人民法院民法贯彻实施工作领导小组 主編『中华人民共和国民法典合同编理解与适用』244頁（人民法院出版社、2020年））。

そのような場合の約款の効力（無効）について定めていた。

「普通取引約款において本法第52条および第53条<sup>11)</sup>に規定する事由がある場合、または普通取引約款提供者側の責任を免除し、もしくは相手方の責任を加重し、もしくは相手方の主な権利を排除している場合、当該約款は無効である。」

旧契約法第40条は、列挙された場合に該当する約款（条項）を（当然）無効としている（当該条項の無効が契約全体を無効にすることもありうるが、管轄条項・準拠法条項の場合、それらが無効とされても、運送契約の存続は認めうるであろう）。B/Lも、普通取引約款の一種である以上、本条の適用の対象であった。民法第497条が旧契約法第40条に対応する規定と解されている。

#### 民法第497条【普通取引約款の無効】

「以下に規定する事由のいずれかがある場合、当該普通取引約款は無効である。

- (1) 本法第1編第6章第3節および本法第506条が定める無効な場合<sup>12)</sup>
- (2) 普通取引約款の提供者側が不合理に自らの責任を免除もしくは軽減し、または不合理に相手方の責任を加重もしくは相手方の主な権利を制限する場合

---

#### 11) 旧契約法第52条【契約の無効】

「以下に規定する事由のいずれかがある場合、契約は無効である。

- (1) 一方が詐欺、脅迫の手段を用いて契約を締結し、国家の利益を侵害する場合
- (2) 悪意をもって共謀し、国家、集団または第三者の利益を侵害する場合
- (3) 合法的な方式を用いて違法な目的を隠す場合
- (4) 社会の公共利益を侵害する場合
- (5) 法律、行政法規の強行規定に違反する場合」

#### 旧契約法第53条【免責約款の無効】

「以下に規定する契約上の免責約款は無効である。

- (1) 相手方の人身に傷害を与えた場合
- (2) 故意または重過失により相手方の財産に損害を与えた場合」

- 12) 民法第1編第6章第3節は、民事法律行為の効力に関する規定であり、第506条は、相手方に人身損害、または故意もしくは重過失により相手方に財産損害をもたらしたことを免責とする条項は無効であるとの内容の条文である。

(3) 普通取引約款の提供者側が相手方の主な権利を排除する場合」

本稿との関係で問題になるのは、とりわけ、第2号の「不合理に相手方の主な権利を制限する場合」と第3号の「相手方の主な権利を排除する場合」である。すなわち、管轄裁判所の合意（場合によれば、準拠法選択も含む）は、相手方の「主な」権利に属するか、属するとして、管轄条項（および準拠法条項）が相手方の主な権利を「不合理に制限」または「排除」しているかが問われることになる。旧契約法第40条（後半部）に関して、類似の議論がなされていた。

しかし、旧契約法第40条の後半部は、民法第497条第2・3号と共通の文言を有していたが、両者間に大きな差異がみられる。前者の規定は、相手方の主な権利を「排除」している場合、当該約款を無効としていたが、「不合理に制限」する場合は、少なくとも、明示的には、無効としていなかった。

民法第497条は、無効事由として、「不合理に制限」する場合は明示的に追加したことになる。ただし、相手方の主な権利を「制限」しただけで、直ちに無効になるのではなく、あくまでも、「不合理に」主な権利を「制限」した場合、当該約款（条項）が無効になる。

民法第497条によれば、管轄条項・準拠法条項は、第2号の「不合理に相手方の主な権利を制限する場合」または第3号の「相手方の主な権利を排除する場合」に該当すれば、当事者の主張を待つまでもなく、当然に無効となるのであろう（中国民法の無効に関する議論に深く立ち入らないが、「相手方は無効を主張できる」というような文言になっていない）。いうまでもなく、運送人にとっては、きわめて厳しい規定である。

また、普通取引約款の解釈に関する規定として、旧契約法第41条<sup>13)</sup>があるが、民法第498条が同一文言で同41条の規定を引き継いだ。

13) 旧契約法第41条【普通取引約款の解釈】

「普通取引約款の解釈をめぐる争いが生じた場合、通常理解に基づいて解釈しなければならない。普通取引約款に対して二以上の解釈がある場合、普通取引約款の提供者に不利に解釈しなければならない。普通取引約款と普通取引約款以外の条項が一致しない場合、普通取引約款以外の条項を採用しなければならない。」

このように、中国法には、B/L上の管轄条項・準拠法条項の効力の認定に関する直接規定がなく、準拠法選択、合意管轄を含む裁判管轄、普通取引約款に関する若干の間接的な規定があるのみである。そのため、裁判所がB/L上の管轄条項・準拠法条項の有効性を認定する際に、上記の間接規定のいずれかを根拠条文にして判断しているようであるが、その認定は統一的になされていない。3において、関連する裁判例をいくつか紹介したい。

### 3 裁判例

本節において、B/L上の管轄条項・準拠法条項の効力について判断した近年の（比較的参照が容易な）裁判例として、10例を紹介する（それだけで、中国判例の動向のおおよそを知ることが可能であろう）。それらの多くは、管轄条項の効力について判断したものであるが、準拠法条項の効力について判断したのも含まれている。

B/L書式には、1カ条の中に管轄条項・準拠法条項をまとめて規定しているものと、二つの条項を分けて設けているものがあるが、前者のタイプが多いようである。

本節では、最初に、最上級審である中国最高人民法院の管轄条項の効力に関する判断を紹介し、その後、高级人民法院以下の裁判例をみてゆくことにする。なお、中国の判例集は、必ずしもすべての裁判例を詳細に報じておらず、本節で紹介する裁判例についても、概要のみが示されている例もある。

#### 1 判決：中国最高人民法院（2013）民提字第243号<sup>14)</sup>

**【事実の概要】** 吉林在住の荷送人X（原告・被控訴人・再審申請人）は、Xのフレイトフォワードナー（以下、F/Fという。）である大連在住のBを通じて、大連・アムステルダム間の建材の運送を依頼し、BからB/Lを受け取ったが、建材がアムステルダムでB/Lと引換えずに荷受人（訴外P）に引き渡されたため、Pから売買代金の残額を回収できなくなった損害の賠償を求めて上海在

14) 裁判文書網 <http://wenshu/court.gov.cn> に掲載。

住の（契約）運送人Y（被告・控訴人・再審被申請人）、本件 B/L の頭書に記載のある香港在住のAおよびBに対し、大連海事法院に訴えを提起した。

本件 B/L の運送人欄に、運送人としてYが署名しており、表面に「B/L を受け取ったとき、B/L の表面と裏面のすべての条項と条件に同意したものとみなす。ただし、現地の除外した条項および慣例は除く。」と記載されており、裏面には、「当該 B/L が証明するまたは当該 B/L に含まれる契約は、香港特別行政区の法律を適用すべきであり、これにより生じたまたはこれに関連する損害賠償請求または紛争は、無条件に香港特別行政区裁判所の管轄を受ける。」との記載があった。また、本件 B/L とは別に、実際運送人である訴外QがA宛てに発行した記名式のマスター B/L には、Aを荷送人と記載していた。

なお、本件 B/L に、準拠法条項と管轄条項が挿入されていたが、準拠法条項の効力は争点にならなかった。

大連海事法院（2012）大海商初重字第8号は、「B/L の頭書の記載がAとなっているが、B/L 右下の運送人の署名欄はYが運送人として署名している。B/L の頭書は B/L が発行される前にすでに印字された内容であり、右下の署名捺印および『運送人として』は、B/L を発行する際に特定の契約を念頭に印字した内容であるため、後者が優先的効力を有する。それゆえ、本件運送人は、Yであり、Aではない。……Xの住所地は吉林、Yの住所地は上海であり、本件 B/L の発行地、船積港は大連であるため、香港と本件運送は実際の関連性を有しない。……」と、2012年民訴法第34条を根拠に管轄条項を無効とし、2012年民訴法第27条を根拠に、運送の開始地である大連の海事法院の管轄権を認めた。Yが不服として、遼寧省高級人民法院に控訴。

遼寧省高級人民法院は、（2013）遼立一民終字第62号をもって、B/L 上の管轄条項の有効性を認めた。すなわち、「本件の B/L は、國務院交通主管部門に登録済みのAの B/L であり、Yは NVOCC の資格を有しないため、自己の名で『運送人』として B/L を発行することができない。すなわち、Yは F/F であり、運送人ではない」との理由のもと、本件の運送人をAと判断したうえで、Aの住所地のある香港特別行政裁判所の排他的管轄権を認めた。Xが不服

として中国最高人民法院に再審申立て。

**【判旨】** 中国最高人民法院は、本件の管轄条項は、荷送人Xと運送人Yとの間の裁判管轄に関する合意（原文：約定）によるものであるとしたうえで、2012年民訴法第34条を根拠に、当事者の住所地、運送契約の履行とも香港と実際の関連性を有しないとし、大連がB/Lの発行地および運送の開始地であるとの理由で、大連海事法院が裁判管轄権を有すると判示した。

本件において、最高人民法院は、管轄条項はXY間の管轄に関する合意によるものであるとしたが、運送人に旧契約法第39条に定めた注意喚起・説明義務の違反があるか否かについては言及していない。これは、B/Lの表面・裏面の記載だけで、管轄の合意の形式的要件を充足したと判断したとも読み取れるであろう。また、本件の香港との関連性は否定されたが、香港が運送人の住所地であるかぎり、関連性が認められる（管轄条項が有効となる）可能性も示唆したと考えられる。

ちなみに、2012年民訴法第27条により、運送の開始地のほか、運送目的地または被告の住所地の裁判所も管轄裁判所になりうるが、被告Yの住所地にある上海海事法院は選択されなかった。大連在住のXが大連で提訴したことが影響しているかもしれない。

## 2 判決：湖北省高級人民法院1996年12月25日判決<sup>15)</sup>

**【事実の概要】** 中国国内在住の荷送人P（訴外）は、香港在住の運送人Y（被告・控訴人）に南京・マレーシア間の運送を依頼したが、積載不当により積荷に損害が生じたため、深セン在住の保険者X（原告・被控訴人）から損害の填補を受けた。Pに保険代位したXが損害賠償を求めてYに対し、武漢海事法院に訴えを提起した。

YがPに交付した本件B/Lの裏面に、（本件）「B/Lに関するすべての紛争は、船籍国（パナマ）で解決すべきである。または、運送人と荷主が合意した

15) <http://hk.lexiscn.com/law/> に掲載。

地で解決する。」との条項が印字されていた。本条項は、裁判管轄だけでなく、準拠法についても定めているように読まれるが、準拠法については争点にならなかったようである。

武漢海事法院は、1991年民訴法第243条<sup>16)</sup> および第244条を根拠に、「本件原告、被告の F/F の住所地、B/L の発行地、貨物の船積地とも中国国内にあり、運送人である被告は香港の会社であるため、B/L 裏面の管轄条項と紛争は実際的な関連性を有しない。原告・被告は、本件の管轄について合意をなしていない。」と判示し、管轄条項を無効とした。Yが不服として、湖北省高級人民法院に控訴（棄却）。

**【判旨】** 本件管轄条項は、1991年民訴法第244条に違反すること、本件 B/L の発行地、船積港が中国・南京にあることを理由に、船籍国であるパナマの裁判所を管轄裁判所と指定した条項を無効とし、武漢海事法院の管轄権を認めた。

武漢海事法院は、本件 B/L の発行地、船積港所在地である南京を管轄する海事法院である。1991年民訴法第243条にいう契約締結地に該当するであろう。また、1991年民訴法第244条「涉外契約または涉外財産権に係る紛争の当事者は、書面により、紛争と実際に関連性のある地の裁判所が管轄することを合意選択することができる。後段略」は、「紛争と実際に関連性のある地の裁判所」であれば、管轄裁判所として選択することを認めていたが、運送船の船籍（パナマ）というだけでは、「紛争と実際に関連性のある地」に該当しない、と判断された。

---

16) 1991年民訴法第243条【涉外財産紛争の管轄】

「契約紛争またはその他の財産権に係る紛争により、中国領域内に住所を有しない被告に対して提起された訴訟で、契約が中国領域内において締結もしくは履行され、または訴訟の目的物が中国領域内にあり、または被告が中国領域内に差押えに供することのできる財産を有し、または被告が中国領域内に代表機構を設置している場合は、契約締結地、契約履行地、訴訟の目的物の所在地、不法行為地または代表機構の住所地の人民法院が管轄することができる。」



3 判決：廈門海事法院1997年4月3日判決<sup>17)</sup>

**【事実の概要】**福建省福州在住の実際運送人 Y<sub>1</sub>（被告）が台湾・高雄から福州に貨物を運送中、運送船の沈没事故により貨物が滅失した。オランダ在住の契約運送人 Y<sub>2</sub>（被告）が当該貨物について発行した B/L の裏面に「運送契約に関するいかなる訴訟も、オランダ・アムステルダムの裁判所で審理されなければならない。以下略」との条項が印字されていた。被保険者に代位した香港在住の保険者 X（原告）が、Y<sub>1</sub> と Y<sub>2</sub> に対し損害の賠償を求めて、廈門海事法院に提訴した。

**【判旨】**「B/L 上約定したアムステルダム裁判所は、単に運送人の一人 Y<sub>2</sub> の住所地の裁判所であり、アムステルダムは、本件運送の開始地、経由地、目的地または事故発生地のいずれにも該当せず、本件紛争と実際に関連性を有しない。」（1991年民法第244条）として、管轄条項の効力を否定した。そして、福州を管轄する廈門海事法院が管轄裁判所とされた。

廈門海事法院の管轄権を認める際に、涉外財産紛争の管轄を定めた1991年民法第243条を根拠条文としたのか、それとも運送契約に関する紛争の普通裁判籍を定めた同第28条を根拠条文としたのかは定かではないが、廈門海事法院は、第243条にいう契約履行地または不法行為地の裁判所に該当し、また第28条にいう運送の目的地または被告 Y<sub>1</sub> の住所地の裁判所に該当するであろう。同じく被告である Y<sub>2</sub> の住所地の裁判所の管轄権は否定されたが、おそらく、それ（住所地）以上の関連を有していないことが主な理由であろう。

4 判決：上海海事法院（2009）滬海法商初字第934号<sup>18)</sup>

**【事実の概要】**杭州在住の荷送人 X（原告）は、深セン在住の F/F（被告 Y<sub>1</sub>）を介して、米国に主要な営業所を有する NVOCC（被告 Y<sub>2</sub>）に上海・米国間の運送を依頼した。被告 Y<sub>2</sub> が発行した記名式 B/L の裏面に「NVOCC に対

17) 前掲注 (15) に掲載。

18) 上海市高級人民法院網 <http://www.hshfy.sh.cn/> に掲載。

して提起されたいかなる訴訟にも、NVOCC の主要な営業所所在国の法律を適用すべきである。」との条項が印字されていた。

目的地で本件 B/L と引換えなしに運送品が引き渡され、売買代金の残額を回収できなかった X が、Y<sub>1</sub> と Y<sub>2</sub> に対し、損害の賠償を求めて、上海海事法院に提訴した。

**【判旨】** 本件では Y<sub>2</sub> が当事者間で準拠法に関する明示的な合意がなされたことを証明できず、本件と最も密接な関連を有するのは中国（船積港と X、Y<sub>1</sub> の住所地が中国）であるとして、中国法を準拠法にすべきと判示した（海商法第 269 条）。

また上海海事法院は、Y<sub>2</sub> の米国法を適用すべきとの主張に対して、運送人は B/L と引き換えなしに記名式 B/L に記名された者に運送品を引き渡すことができるとの米国法の規定は、中国海商法の強行規定（海商法第 44 条<sup>19)</sup>）に反し、採用できないと判断した。

上海海事法院は、B/L 上の準拠法条項を提示しただけでは、法律の適用に関する当事者間の明示的な合意の証明にならないと判断した。これは、準拠法条項について注意喚起・説明義務を履行しないかぎり合意とみなさないとの意味かどうかは判決文から読み取れないが、さらなる何かを提示・証明して初めて合意が認められるとのことであろう。

また、海商法第 269 条を根拠に、中国法が契約と最も密接な関連を有する国の法と判断されたが、米国は運送の目的地かつ被告の一人の住所地国であり、密接度では中国とさほど差がないように感じられるが、米国法は排除された。米国法が中国海商法の強行規定に抵触していることが「奏功」したように思わ

---

19) 海商法第 44 条【無効事由】

「海上物品運送契約および契約を証明する書類としての B/L またはその他の運送書類中の条項は、本章の定め反しているときは、無効である。この種の条項が無効であることは、その契約または B/L またはその他の運送書類中のその他の条項の効力に影響を及ぼさない。貨物の保険利益を運送人に譲渡する条項または類似の条項は、無効である。」

れる。

5 判決：広東省高級人民法院（2010）粵高法立民終字第151号<sup>20)</sup>

**【事実の概要】** 本件では、深セン在住の B/L 所持人 X が原告・被控訴人であることに注意を要する。被告・控訴人は、シンガポール在住の運送人 Y<sub>1</sub>、Y<sub>1</sub> の系列会社でシンガポール在住の運送人 Y<sub>2</sub> および Y<sub>1</sub> のフィリピン支社 Y<sub>3</sub> である。運送人の注意義務違反により運送品が滅失し、その損害賠償を求めて X が広州海事法院に提訴した。一審請求棄却・控訴棄却。

被告がマニラ・佛山（広東省）間の運送契約に関して発行した B/L の表面に「本契約は B/L 裏面条項の拘束を受け、……シンガポール法の適用、シンガポール裁判所の管轄を受ける。」との条項が印字されていた。

**【判旨】** 管轄条項について、B/L は運送人が発行したものであるため、B/L 上の管轄条項は、単に運送人の一方的な意思表示であること、B/L 所持人が証券を受け取った際、そしてその後も、当該条項の拘束を受けると明示的な意思表示をしなかったため、当事者双方の合意によるものとみなさないとの理由で、管轄条項の有効性を否定し、2007年民訴法第28条（現行民訴法第27条と同一文言）に基づき、運送の目的地を管轄する広州海事法院の管轄を認めた。

なお、準拠法については判示していないが、当該条項を無効にしたことにより、「シンガポール法の適用」部分も無効になったと思われる。

5 判決も 4 判決同様、条項の明示的合意がなされていないと判示しているが、4 判決と異なり、B/L 所持人と運送人間の合意について判断している。本判決の論理では、荷送人が（運送人の注意喚起・説明を受けて）B/L の条項を受け入れても、B/L 所持人が B/L 取得時に、そして、それ以降、当該条項を受け入れる旨を明示的に合意しないかぎり、たとえ、当該条項の内容を了知していても、当該条項の有効性を否定できることになる。悪意の B/L 所持人がそのような主張をなすのは、信義則に反すると思われるが、B/L 上の管轄条

---

20) 前掲注 (15) に掲載。

項・準拠法条項の B/L 所持人や保険者に代表される第三者に対する効力については、4 で検討する。

また、2007年民訴法第28条は、運送の開始地、目的地、被告の住所地の裁判所が管轄権を有すると定めているが、本件の運送の開始地兼被告 Y<sub>3</sub> の住所地であるフィリピン、被告 Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub> の住所地であるシンガポールの裁判所は管轄裁判所に選ばれなかった。

## 6 判決：広東省高级人民法院（2010）粵高法立民終字第77号<sup>21)</sup>

**【事実の概要】** 深セン在住の荷送人 X は、深センを運送の開始地とする運送を依頼していたが、目的地（不明）において本件 B/L と引換えなしに運送品の引渡しがなされたため、売買代金の残額の回収が不能になったとして、フランス在住の運送人 Y<sub>1</sub>（被告・控訴人）、Y<sub>1</sub> の中国会社・運送人 Y<sub>2</sub>（被告）および Y<sub>2</sub> の深セン支社・運送人 Y<sub>3</sub>（被告）に対し、損害の賠償を求め、広州海事法院に提訴した。

本件 B/L の表面に太字で「本 B/L に基づくいかなる損害賠償請求または紛争も、マルセイユの裁判所が管轄し、その他一切の裁判所の裁判管轄を排除する。」と印刷されていた。

原審の広州海事法院は、被告が管轄条項につき合理的な注意喚起・説明義務を怠ったとして、管轄条項は X を拘束しない、と判断した。これを不服として、Y<sub>1</sub> が控訴（棄却）。

**【判旨】** 管轄条項は、運送人が一方的に作成し、あらかじめ印刷した普通取引約款であるが、当該条項が B/L の表面に印字され、かつ、他の条項と区別できるように太字で表記しているため、荷送人の注意を引くのに十分であるとし、荷送人が B/L を受け取る際に、管轄条項について異議を唱えなかったため、当該管轄条項は、当事者間の合意によるものであり、当事者の双方を拘束すると判示した。しかし、マルセイユは、B/L の発行地、船積港、積替港、荷揚港、海損発生地のいずれにも該当せず、本件貨物運送契約と実際に関連性を有

---

21) 前掲注 (15) に掲載。

しないため（2007年民訴法第242条）、管轄条項は無効であるとし、原審同様、本件運送の開始地で船積港のある深センを管轄する広州海事法院の裁判管轄権を認めた（2007年民訴法第28条）。

広東省高級人民法院は、普通約款提供者・運送人の注意喚起・説明義務について注目すべき判断（合意の成立を承認）をしたうえで、本件の管轄条項の具体的な内容（マルセイユの裁判所を管轄裁判所とする）が民訴法第242条に違反するとの理由で、原審と同じく、本件の管轄条項の効力を否定した。

すなわち、B/Lの表面に他の条項と区別できるよう太字で印刷しておけば、注意喚起したことになり、そして、相手方・荷送人がB/Lを受け取る際に異議を唱えなければ、合意の成立を認めており、4判決や5判決が求めた「明示的な合意」を要求していない。

なお、フランスは、本件運送人の一人 Y<sub>1</sub>（被告・控訴人）の住所地であったが、それだけでは本件との実際的な関連性が認められないとのことであろう。

## 7 判決：浙江省高级人民法院（2013）浙轄終字第11号<sup>22)</sup>

**【事実の概要】**浙江省在住の荷送人X（原告・被控訴人）は、浙江省・ナイジェリア間の運送途中、福建海域で生じた海難事故に基づく積荷の損害の賠償を求めて、チリ在住の運送人 Y<sub>1</sub>（被告・控訴人）と Y<sub>1</sub> の中国支社 Y<sub>2</sub>（被告・控訴人）に対し、寧波海事法院に提訴した。

B/Lの裏面に「本 B/L に基づくいかなる損害賠償請求または紛争にはイギリス法を適用し、ロンドンにあるイギリス高等法院が管轄する。」との条項が印字されていた。管轄条項の効力を否定した寧波海事法院の判決を不服として、Y<sub>1</sub> と Y<sub>2</sub> が控訴（棄却）。

**【判旨】**旧契約法の普通取引約款の無効に関する第40条（現行民法第497条と若干異なる）を根拠に、B/L上の管轄条項は、運送人が事前にB/L上に印字したもので、当事者双方の意思表示でなく運送人の一方的な意思表示であり、普

22) 前掲注 (15) に掲載。

## 中国法における船荷証券上の裁判管轄条項および準拠法条項の効力

通取引約款の性質を有するが、当該管轄条項は、荷送人の紛争発生時の裁判所選択権を排除し、運送人自身の責任をある程度制限し、荷送人が訴訟に参加する義務を加重しているとの理由で、条項を無効とした。そして2012年民訴法第27条を根拠に、本件運送の開始地である温州港を管轄する寧波海事法院の管轄権を認めた。なお、準拠法について判断がなされていない。

7判決が判示したように、事前の管轄の合意が「荷送人の紛争発生時の裁判所選択権を排除」し、旧契約法第40条の当然無効事由（民法第497条3・2号の（相手方の主たる権利の排除・制限））になるのであれば、管轄裁判所は、大半の場合、事後的に合意するしかなくなる（事実上、荷送人の選択次第）。

また、当事者が合意した裁判所が「紛争と実際に関連性」がなければ無効とされる（6判決参照）。

そして、上で紹介した中国最高裁の1判決は、7判決の直後に出されたものである。

### 8 判決：広州海事法院（2014）広海法初字第285号<sup>23)</sup>

**【事実の概要】** 本件の事実関係には不明な点がいくつかみられるが、おおよそ以下のとおりである。運送区間は不明であるが、積替港が香港。広東省在住の荷送人Xが原告であるが、B/Lには香港在住のXの代理人が荷送人として記載されていた。被告は、深セン在住の運送人Y<sub>1</sub>とY<sub>1</sub>の広州支社Y<sub>2</sub>である。B/Lの表面に「本B/Lが証明する契約には、香港特別行政区の法律を適用する。いかなる損害賠償請求または紛争も香港特別行政区法院が管轄し、その他の裁判所は管轄権を有しない。」と印字されていたが、他の条項と区別されるような工夫（たとえば：異なる色、字体、太字など）は一切なされていなかった。なお、本件は、仮渡し（不法行為）に基づく損害賠償請求事件である。

**【判旨】** 2012年民訴法第34条により、「B/Lに係る権利は、管轄を合意できる財

23) 北大法宝 <http://www.pkulaw.com/> に掲載。

産権に属する。本件 B/L 上の管轄条項は、書面をもって貨物の積替港所在地の裁判所、すなわち香港裁判所の管轄に服すると約定している。普通取引約款は一律に無効になるのではなく、原告（荷送人）が（旧）契約法第40条所定の普通取引約款の無効事由があることを証明しないかぎり、当該管轄条項は有効とみなされるべきである。」とし、香港の裁判所の裁判管轄権を容認した。

本判決は、唯一 B/L 上の管轄条項の効力を認めたもの、というだけではなく、注目すべき判断をしている。すなわち、表面に印字されてはいたが、他の条項と区別されるような工夫（たとえば：異なる色、字体、太字など）は一切ない本件の管轄条項（および準拠法条項）について、他の裁判例において審理されている約款提供者・運送人による相手方・荷送人に対する能動的な注意喚起を要求していないようである。

なお、海事訴訟特別手続法第6条第1項第2号は、海上運送契約に係わる訴訟につき、旧民訴法第28条（現行法第27条）の定める地のほか、積替港所在地の裁判所の管轄を認めている。積替港所在地の香港は、民訴法第34条にいう契約履行地にも該当するであろう。

## 9 判決：広東省高級人民法院（2015）粵高法立民終字第602号<sup>24)</sup>

**【事実の概要】** 本件の訴訟当事者に注意を要する。原告・被控訴人 X は、被保険者・荷主に請求権代位した深セン在住の保険者。被告・控訴人 Y<sub>1</sub> は、江門（受取地）・香港（船積地）・アムステルダム間の複合運送を引き受けたシンガポール在住の契約運送人、そして、被告・控訴人 Y<sub>2</sub> は、香港（船積地）・アムステルダム間の運送を実行した日本在住の実際運送人である。X が船舶断裂による運送品の損害を求めて Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub> を訴えた。

Y<sub>1</sub> が発行した B/L の表面に「本 B/L が証明するまたは含む契約の解釈は、シンガポールの法律によるべきであり、当該契約のもとで発生したまたは当該契約と関連のある主張または紛争は、シンガポールの裁判所の管轄を受けるべ

---

24) 前掲注 (15) に掲載。

きである（当該条項は当事者がその他の裁判所で提訴する権利に影響を及ぼさない。」との条項が挿入されていた。

一審の広州海事法院が中国裁判所の裁判管轄権を認めたことを不服として、Y<sub>1</sub> および Y<sub>2</sub> が控訴した。その理由として、Y<sub>2</sub> は、船積地の香港から荷揚地のアムステルダムまでの運送をしたため、中国（本土）とは実際的関連性がないこと、シンガポールは Y<sub>1</sub> の住所地であり、本件と実際的関連性があること、そして、すでに日本の裁判所で海事賠償責任制限手続きが開始しているため、中国の裁判所が管轄した場合、不便であることなどを挙げた。控訴棄却。

**【判旨】** Y<sub>1</sub>（契約運送人）が引き受けたのは、貨物受取地の中国江門からアムステルダム間の運送であり、江門が2012年民訴法第27条にいう運送の開始地に該当すること、区間運送人 Y<sub>2</sub>（実際運送人）の運送区間は中国裁判所の管轄権に影響を及ぼさないこと、損害賠償請求権を代位取得した X（保険者）は、運送契約の準拠法および管轄条項を合意で定めた当事者ではないため、当該条項は X の意思表示ではなく、X が拘束を受けると明示的に意思表示をしないかぎり、当該条項の拘束を受けないこと、X の住所地が中国にあることを理由に、江門を管轄する原審裁判所の裁判管轄権を認める一審判決を支持。

中国・江門は、内陸運送の受取地にすぎず、香港・アムステルダム間が本件の主要運送区間である。にもかかわらず、運送の開始地と X の住所地が中国国内にあるとのことで、シンガポールの本件との実際的関連は否定され、中国裁判所の管轄が肯定された。

また、B/L 上の管轄条項・準拠法条項の第三者（B/L 所持人、保険者など）に対する効力について判示した 5 判決同様、本判決も、保険者が荷送人・B/L 所持人を代位する時に、管轄条項を明示的に受け入れなければ、拘束されないとの判断をしているが、これは極めて不合理（保険者だけに事実上の選択権を与えたことになる）であろう。経済力・知識・情報量に偏りがある場合、弱者を保護するには理があるが、運送人と同等またはそれ以上の者（たとえば、保険者）を過保護する必要性があるかについては、疑問に感じる。



10 判決：浙江省高級人民法院（2016）浙民終480号<sup>25)</sup>

**【事実の概要】**浙江省在住の荷送人X（原告・控訴人）は、寧波・サウジアラビア間の運送の途中、運送船の破損により生じた貨物の損害の賠償を求めて、日本在住の実際運送人Y（被告・被控訴人）に対し訴えを提起したが、その裁判において、Yが発行した B/L 上の管轄条項・準拠法条項（とりわけ、後者）の効力が争点の一つとなった。

当該 B/L の表面に太字で「B/L の条項は裏面に続く。」との記載があり、裏面に「本 B/L が証明するまたは含む契約は、日本の法律にしたがい解釈する。」と印字されていた。寧波海事法院（2014）甬海法商初字第730号の判断は、以下のとおりである。

**【判旨】**「本件 B/L の裏面条項は、Y（運送人）が繰り返し使用するためにあらかじめ作成した普通取引約款であり、当該条項はX（荷送人）の管轄裁判所および適用される法律を選択する権利を排除している。当該権利は当事者の提訴権の行使に直ちにかかわるため、重要な訴訟権利の一つである。B/L の表面に太字で『B/L の条項は裏面に続く。』との記載があるが、裏面の文字が小さいうえ、行間も狭く、各条項のフォーマットが同一で、相手方の権利を制限する条項を目立つように表記していない。そのため、Yが契約を締結する際に、相手方の注意を十分に引ける文字、符号、字体等の特別な標識を使用したとは認められず、当該条項についてXと協議またはXに対して説明をしたとも認められない。したがって、Yが当該条項を引用して、日本法律の解釈によりヘーグ・ウィスビー・ルール（1979年議定書による改正後の1924年船荷証券統一条約）を適用すべきとの主張は法的根拠を有せず、採用できない。」との理由で、涉外民事関係法律適用法第2条を根拠に、中国の法律を適用し、そして2012年民訴法第27条を根拠に、運送の開始地・寧波を管轄する寧波海事法院が管轄権

---

25) 前掲注（15）に掲載。本件は、船舶断裂は、中国海商法第51条第1項第11号にいう、慎重に処理していたにもかかわらず発見できなかった船舶の潜在的欠陥に当たり、運送人は損害賠償責任を負わないと判示した一審判決を不服として、荷送人が控訴したものである。二審も一審同様、運送人の損害賠償責任を認めなかった。

を有すると判示した。

なお、控訴審においては、管轄条項・準拠法条項は争点とならなかった。

本件 B/L には準拠法条項のみが挿入されているが、裁判所は、裁判管轄と準拠法の両方について判断している。

まず、本件裁判所は、運送人が注意喚起・説明義務に違反していると判示している。根拠条文が示されていないため定かではないが、おそらく旧契約法第39条のことと思われる。旧契約法第39条は、約款提供者が「自らの責任を免除または軽減する条項」について注意喚起・説明義務を負うと定めているが、本件裁判所は、B/L 上の準拠法条項が運送人の責任を免除または軽減する条項に該当すると判断したのであろう。旧契約法第39条に対応する現行民法第496条は、その部分を「自らの責任を免除または軽減するなど、相手方と重大な利害関係を有する条項」に改めているが、今後は、B/L 上の管轄条項・準拠法条項が相手方と重大な利害関係を有する条項に該当するか否かで、注意喚起・説明義務の有無が判断されるであろう。

また、本件裁判所は、B/L 上の当該条項が、荷送人の管轄裁判所および適用される法律を選択する権利を排除していると判示しているが、旧契約法第40条を根拠条文としているであろう。旧契約法40条は、「相手方の主な権利を排除」する場合、約款が無効になると定めているが、本件裁判所は、本件条項が荷送人の主な権利である提訴権の行使を排除したため、無効になると判断したのであろう。

#### 4 若干の検討

前節3において、管轄条項・準拠法条項に関する裁判例を10個紹介し、それぞれに若干のコメントを付しておいたが、それらの裁判例が主要な争点としたのは、① B/L 交付による管轄条項・準拠法条項選択の成否、② 運送人の注意喚起義務・説明義務の履行、③ 裁判所所在地（紛争と実際に関連性のある地）および④ 条項内容の反公序性に分類することが可能であろう。

本節においては、上記の4つの論点に関して、裁判所のなした判断を再省察・分類し、学説の評価・反応を概観しておく。

① B/L 交付による合意の成否

B/L の交付によって、そこに記載・印字された管轄条項・準拠法条項に関する合意が成立するか否かについて、裁判所の成否の判断は分かれている。

4判決、5判決および7判決は、B/L の交付・譲受けによる管轄条項・準拠法条項に関する合意の成立を否定している。

4判決は、被告が当事者間で準拠法に関する明示的な合意がなされたことを証明できなかった、との理由で、準拠法条項の効力を否定した。

5判決および7判決は、B/L 上に事前に印刷された管轄条項は、運送人の一方的な意思表示であるとして、合意の成立を否定している。さらに、5判決は、B/L 所持人が管轄条項の拘束を受けるとの明示的な意思表示をしないかぎり、合意は成立しないと判示している。

反対に、6判決は、荷送人が B/L を受け取る際、管轄条項について異議を唱えなかったことをもって、管轄条項に関する合意成立を認めている。6判決においては、管轄条項が、B/L の表面に、かつ他の条項と区別される形で掲げられていることが影響しているかもしれないが、B/L 受取時の荷送人のノーリアクションをめぐって、裁判所の判断が正反対に分かれたことになる。

【学説】

B/L 上の管轄条項の合意成立をめぐって、学説上も議論がなされている。

まず、おそらく少数派ではあるが、B/L 上の条項は普通取引約款であり、協議または修正の余地がないため、荷送人は、B/L 上の管轄条項が指定した管轄裁判所地の法律についてまったく知らない状況のもと運送人と契約を締結し、受動的に運送人が発行した B/L を受け取ることになるとして、公平を逸するとの観点から管轄条項の効力を否定する主張<sup>26)</sup>がある。

26) 冷奎亨=白雪芬「论提单背面管辖权条款的法律效力——由一起无船承运人无单放货案引发的思考」中国海商法年刊第19卷426頁（2009年1月）。ほかにも、B/L 〆

反対に、B/L 上の管轄条項の合意成立を認める見解が多数のようである。B/L (上の条項) は普通取引約款の定義に合致し、運送人が B/L を発行する際に荷送人と協議していないが、荷送人が B/L を受け取る際に異議を唱えなければ、B/L は運送人と荷送人の間の契約の証明となるとの見解<sup>27)</sup>、各運送会社の B/L は事前に印刷・公開され、荷送人が運送人と契約を締結するときに B/L 上の条項の内容について知っているかまたは知りうるため、運送人との間に別途の約定があるかまたは運送人と締結の際に B/L の内容を知りえないことを証明しないかぎり、契約締結の際に B/L の条項について異議を唱えなかったことを、荷送人が条項に同意したものとみなすべきであるとの見解<sup>28)</sup> などである。

#### 【検討】

取引の慣行上、普通取引約款を用いて海上物品運送契約を締結するのが一般

---

ㄨ上の管轄条項は、その条項が明晰かつ明らかに不公平でない場合にのみ有効であるとの見解（邢娜「提单管辖权条款的理论及实务初探」武汉大学学报（哲学社会科学版）第60卷第5期690頁（2007年9月））、運送人が、たとえば、管轄条項について説明を行うまたは他の条項と異なる色を用いるなど、合理的な方法で荷送人の注意を喚起した場合にのみ、管轄条項が両当事者の合意によるものとして同条項の効力が認められるとの見解がある（王继方＝余庆「浅论提单中的管辖权条款的效力」特区经济2005年第4期239頁（2005年））。

- 27) 孙光＝刘羿麟「提单管辖权条款的审判实务争议问题分析」中国海商法研究第24卷第2期108頁（2013年6月）。荷送人が異議なく B/L を受け取れば、B/L は荷送人・運送人間の契約の証明になる（管轄条項・準拠法条項の有効性を認める）というのがこの見解の主張であれば、これは6判決より広く合意の成立（条項の有効性）を認めていることであろう（6判決は、B/L 上の管轄条項・準拠法条項が目立つように工夫されていることを条件としている）。また、B/L を異議なく受け取った荷送人に、合意成立を覆しうる機会はないであろう。
- 28) 司玉琢『海商法』126頁（法律出版社、2003年）。同様の見解を示したものとして、肖永平＝车英「提单中管辖权条款和仲裁条款法律效力的比较分析」武汉大学学报（哲学社会科学版）第231期42頁（1997年）、余俊「提单管辖权条款的法律效力问题刍议」广西政法管理干部学院学报第20卷第5期86頁（2005年9月）、高文「提单管辖权条款之研究」海大法律評論（2010-2011）91-92頁（上海海事大学海商法研究中心）がある。これらの見解によると、開示されていない（実際にありうることは別として）B/L については、異議なくそれを受け取っても、B/L の条項に関する合意をしたことにはならない、と考えられる。すなわち、B/L を異議なく受け取った荷送人に、合意成立を覆しうる機会がありうる。

的であり、B/L 上に掲げられた条項は海上物品運送契約の証明となる。海上物品運送契約の附合契約性から、B/L 上の管轄条項・準拋法条項の効力が議論されているが、「附合契約が企業者自身の利益保護という目的に出たものであることは否定できないところではあるが、それは同時に企業者の『合理的』経営の産物としての一面を持っていることに注目されねばならない<sup>29)</sup>」。

B/L 上の管轄条項・準拋法条項の効力をめぐる議論は、普通取引約款の法的拘束力に関する日本の学説上の議論が参考になるが、管轄条項・準拋法条項について契約の都度個別的合意を形成することは非現実的であり、荷送人側の利益、衡平を著しく害しないかぎり、その効力を是認すべきであろう。

**【对第三者効】**

なお、B/L 上の管轄条項の第三者に対する効力について、5 判決は、B/L 所持人が B/L の取得時およびそれ以降も当該条項の拘束を受けると明示的な意思表示をしなかったため、当該条項の効力を否定した。そして、9 判決は、損害賠償請求権を代位取得した保険者が管轄条項の拘束を受けるとの明示的な意思表示をしないかぎり、条項に拘束されないと判示している。両判決は、第三者（B/L 所持人、保険者）が B/L 取得時に管轄条項を明示的に受け入れる旨を表明しないかぎり、当該条項の効力を否定する点で共通している。

**【学説】**

B/L 上の管轄条項・準拋法の第三者に対する効力について、学説は、かなり以前より議論を重ねている。保険者との関係で、9 判決に先んじて、同判決と同じ結論を呈示したものもみられたが<sup>30)</sup>、5 判決および9 判決の立場に対し懐疑的ないし反対の立場に立つ者が多いようである。

まず、B/L 所持人との関係についてであるが、第三者である B/L 所持人は荷送人の権利・義務を承継するため、後から加わった当事者すなわち B/L 所持人と運送人の間にも管轄条項は効力を有するとの主張<sup>31)</sup> がなされていた。

29) 川又良也「船荷証券における裁判管轄約款」海法会誌復刊第9号31頁（1962年）。

30) 李守芹「再谈海运提单中的管辖权条款问题」中国海商法年刊第22卷第3期113頁（2011年）、肖=牟・前掲注（28）同所。

また、記名式 B/L の荷受人または譲渡可能な B/L の所持人が異議を申し立てず B/L を受け取った場合、管轄条項の拘束を受けるとの主張<sup>32)</sup> もみられる。この主張者は、B/L は普通取引約款であるため、保険者だけでなく、荷送人、荷受人、B/L 所持人も B/L の条項について協議しておらず、もし保険者が条項を協議していないとの理由で、管轄条項の拘束力を否定できるなら、荷送人、荷受人または B/L 所持人も同様の理由で管轄条項の拘束を受けないといえるが、これは、B/L は海上貨物運送契約の証明であるとの海商法の規定、契約法の普通取引約款および債権譲渡に関する規定に違反するという<sup>33)</sup>。

さらに、条項により指定された裁判所が、紛争と实际的関連を有すれば、第三者に対する効力を認めるべきとの見解<sup>34)</sup>、管轄裁判所地の法律との衝突、公平、合理、便利さを基準に B/L 上の管轄条項・準拠法条項の（荷送人、荷受人または）第三者に対する効力を判断すべきとの見解<sup>35)</sup> がある。

#### 【検討】

B/L 所持人および保険者は、通常取引界に身をおく者であり、全くの素人と異なり、B/L に関する知識を有している。そのため、このような第三者が B/L 取得時に条項の内容（荷送人・運送人間の合意の存在）を知っていても、明示的な合意をしなければ当該条項を排除しようとの考え方は妥当でないと思われる。

そして、第三者に対する約款提供者の注意喚起・説明義務違反を理由に B/L 上の管轄条項・準拠法条項の効力を否定すべきとの考え方がありうるが、民法第496条の注意喚起・説明義務は、「契約締結時」の義務であり、その義務の履行期を B/L 所持人が荷送人から B/L を受け取る時または保険者が請求権代位した時にずらすことは、規定文言の拡大であり、当該条文の解釈として成り

31) 余・前掲注 (28) 87頁。

32) 孫=劉・前掲注 (27) 同所。

33) 孫=劉・前掲注 (27) 111頁。

34) 王=余・前掲注 (26) 同所。同氏は、荷送人と運送人間においては、運送人が注意喚起義務を履行すれば、B/L 上の管轄条項の有効性を認めるべきであるが、荷送人以外の B/L 所持人と運送人間においては、指定された裁判所が紛争と实际的関連を有するか否かで管轄条項の効力を判断すべきであるという。

35) 高・前掲注 (28) 93-94頁。

立たないであろう。

前述のとおり、第三者側の利益、衡平を著しく害しないかぎり、その効力を認めるべきであろう。

## ② 注意喚起・説明義務の履行

現行民法第496条の前身と考えられる旧契約法第39条は、約款提供者の注意喚起・説明義務について規定していたが、管轄条項・準拠法条項について、同条の適用の有無が争われた裁判例がいくつかみられる。

10判決は、B/L上の管轄条項が他の条項と区別されるような表記になっていないことをもって約款提供者の注意喚起・説明義務違反を認定した。

6判決は、管轄条項がB/Lの表面に記載され、かつ他の条項と区別される工夫がなされたとの理由で、当該管轄条項が当事者を拘束すると判断した一方で、実際の関連性基準を充たしていないとの理由で、管轄条項を無効とした。すなわち、合意の成立は認められたが、合意内容が検証され、不適切であると判断された。

裁判管轄条項は、通常、B/Lの裏面に記載されるが、稀に表面に記載されることもある。他の条項と区別せずに裏面記載の管轄条項は無効と認定されやすいが（10判決）、表面に記載され、かつ他の条項と区別される色、または字体等で表記すれば、注意喚起・説明義務が果たされたと判断されやすいであろう（6判決）。

唯一管轄条項の効力を認めた8判決においては、管轄条項がB/Lの表面に他の条項と区別されない形で記載されていたが、8判決は、これをもって注意喚起・説明義務が果たされたと判断したのではなく、そもそもB/L上の管轄条項・準拠法条項は、旧契約法第39条の適用対象ではないと判示したのであろう。

### 【学説】

注意喚起・説明義務が履行されたか否かの基準を用いて、B/L上の管轄条項の効力を判断する実務の手法を支持する学説<sup>36)</sup>も多数ある。これらは、表

36) 王佳艺「适用船舶潜在缺陷免责条款的条件」人民司法2018年第26号73頁

面、裏面を問わず、管轄条項・準拠法条項を他の条項と区別できる字体、色などで表記すれば、注意喚起義務を履行したことになるという。

反対に、B/L 上の管轄条項（・準拠法条項）に、旧契約法第39条および40条（現行民法第496条および497条）を適用する余地はないとの見解<sup>37)</sup>がある。その見解によると、旧契約法第39条と40条が想定しているのは、「B/L 発行者が B/L 上に自分自身（運送人）の責任を免除もしくは制限、または相手方の責任を加重もしくは主な権利を排除する条項を直接挿入したケースである。B/L 上の管轄条項が某国の某裁判所を管轄裁判所と指定した場合、事件は当該裁判所で審理される。適用される実体法は、B/L 当事者が B/L 上に明記したまたは紛争が発生した後に選択した法律であり、法律を選択していない場合は、当該裁判所の国の法律の適用に関する規定にしたがって適用する法律を確定すべきであり、裁判の結果は、このしかるべき法律を適用した結果である。この結果は、運送人があらかじめ B/L 上に設けた自身の責任を免除もしくは制限、または相手方の責任を加重もしくは主な権利を排除する内容には該当せず、契約法第39条および第40条という契約無効のケースに該当しない。約定された管轄裁判所が事件の審理に便利であるか否か、原告（著者注：おそらく荷送人等）が当該国の法律を知っているか否かは、運送人が当該条項をもって、自身の責任を免除もしくは制限または相手方の責任を加重もしくは主な権利を排除したか否かの証明にはならない。また、運送人の保護に傾いているのではないかは、単なる原告の憂慮であり、B/L 上の管轄条項の効力を否定する際に考慮すべき要素ではない<sup>38)</sup>」。

#### 【検討】

裁判管轄条項それ自体は、「一般的にいて、直接運送人の責任を軽減するものとはいえない<sup>39)</sup>」のは確かである。指定された管轄裁判所が準拠する法に

---

↘(2018年)。冷=白・前掲注(26)同所。王=余・前掲注(26)同所。高・前掲注(28)103頁。

37) 孫=劉・前掲注(27)同所。

38) 孫=劉・前掲同所。

39) 川又・前掲注(29)25頁。



より運送人の責任が軽減または免除されたことが、中国法の強行法違反または公序法違反に該当すれば、それらを理由に管轄条項を無効にすればよからう。ただ自国民に不利または不便との理由のみで、管轄条項を否定する判断の仕方は、望ましくないであろう。

③ 裁判所所在地（紛争と実際に関連性のある地）

現行民訴法第34条は、当事者の合意により「紛争と実際に関連性のある地」の裁判所を管轄裁判所として選択することを認めている。この方針は、1991年民訴法（第244条、第25条）以来、変わらないもの、と思われる。そして、海商法第269条は、当事者が準拠法を選択していないとき、「契約と最も密接な関連を有する国」の法律を適用する、と定めている。文言は異なるが、両規定の基本方針は共通しているもの、と思われる（「実際の関連性基準」と称しておく）。

B/L上の管轄条項（・準拠法条項）は、通常、運送人が訴訟の便宜および自身の利益保護を考慮して<sup>40)</sup>、運送人の主要な営業所または運送人が熟知している第三国の裁判所（・法）を指定する<sup>41)</sup>が、このような管轄条項・準拠法条項が実際の関連性基準によって否定されることがしばしばある。

まず、中国最高裁の1判決が実際の関連性を基準に、管轄条項を無効と判断している。その原審判決である遼寧省高級人民法院（2013）遼立一民終字第62号は管轄条項を有効と判断しているが、それは運送人の特定に関する事実認定に起因する結果の差であり、原審・最高裁判決とも実際の関連性を基準に、管轄条項の効力を判断している。

他にも、2判決、3判決、4判決（準拠法条項）、6判決、8判決および9判決がこれに該当する。

「実際に関連性のある」の解釈について学説上の見解が分かれているのと同

40) 余・前掲注（28）同所。

41) 蔡福軍「关于侵权诉因排除提单管辖权条款适用的反思」中国海商法年刊第22卷第3期116頁（2011年9月）。

様、実際の関連性基準により管轄条項の効力を判断した裁判例も、1つの接点をもって関連性を認めると解釈できるもの（1、8判決）、複数の接点を求めて関連性を認めるべきとするもの（2、3、4、6、9判決）など、その判断基準は一致していない。

**【学説】**

学説上も、実際の関連性基準を採用して、B/L上の管轄条項・準拠法条項の効力を判断すべきとの主張が多数存在する<sup>42)</sup>が、民事訴訟法第34条にいう「実際に関連性のある」の解釈をめぐっては、見解が分かれている。

まず、「実際に関連性のある」は、係争事実と実際の、具体的な関連性を有しなければならず、このような関連性は、一般的な意義における「関連性のある」とは区別され、係争の一方当事者のみと関連性を有すると理解されてはならないとの主張<sup>43)</sup>がある。運送人の営業所所在地が係争の一方当事者のみと関連性を有する代表例になると思われる。

反対に、運送人の本部所在地または主要な営業所が、運送の出発地、目的地または積替港になれば、「実際に関連性」を有しないとの見解に対して反対の立場に立ち、B/Lが運送人の本部所在地または主要な営業所所在地の裁判所を管轄裁判所とする条項は、（中国）国内法に違反せず、国際民商事裁判管轄の基本原則に合致し、有効であるとの主張<sup>44)</sup>がなされている。同主張者は、運送人の本部所在地または主要な営業所が、運送の出発地、目的地または積替港にないことで、「実際に関連性」を有しないと判断すれば、ほとんどのB/L上の管轄条項は無効となり、このような処理の仕方では、中国の司法が公信力

---

42) 侯=崔・前掲注(8)44頁。邵鶴云「提单管辖权条款效力问题研究」法制与社会22頁(2014年6月)。李・前掲注(30)112頁。高・前掲注(28)100頁。蔡・前掲注(41)118-119頁。奚晓明「论我国涉外民商事诉讼中协议管辖条款的认定(上)」法律适用192期16頁(2002年3月)。

43) 高・前掲注(42)同所。同氏は、契約締結地は、契約の成立と効力に関する訴訟においては、「係争事実と実際に関連性のある地」になりうるが、債務不履行に関する訴訟においては、「係争事実と実際に関連性のある地」でなくなる可能性がある、具体例を挙げながら説明している。

44) 蔡・前掲注(41)同所。

を失うことになる」と憂慮している。

さらに、当事者が第三国の法律を準拠法とした事実により、当該国の法律と当事者間の契約の履行ないし紛争の解決との間に実質的な関連が生じ、当該国と紛争との間に実際に関連性が生じるとの見解<sup>45)</sup>もある。この見解によると、被告住所地、契約履行地、契約締結地、原告住所地、目的物所在地などのいずれにも該当しない第三国が、「実際に関連性のある」地として、裁判管轄権を有することがありうる。

#### 【検討】

確かに、実際の関連性を求めることによって、裁判に関わる人的・物的証拠を集めやすく、当事者が応訴しやすい利点はあるが、まったく関連性のない第三国を一概に排除すると、中立的な裁判所を選択する可能性をなくすこととなり、当事者の紛争解決に不利な側面をもたらす意味で望ましくないと考えられる。

#### ④ 反公序性（反強行規定性）

3で紹介した裁判例では、8判決を除き、B/L上の管轄条項・準拠法条項の拘束力を否定しているが、多くは、当該条項に関する合意が成立していないこと（および／）または「実際の関連性基準」に適合しない裁判所・準拠法が選択されたことを理由にしており、その合意内容が公序良俗・強行規定に反する、と判断したわけではないもの、と思われる。

これに対し、4判決は、米国法を準拠法に指定した準拠法条項が強行規定に違反するとの理由で当該条項を無効にした。同判決は、①および③の判断もしているが、米国法の適用が、記名式 B/L に関する中国海商法の強行規定に違反すると判示している。

また、7判決は、管轄条項の指定が荷送人の紛争発生時の裁判所選択権を排除したとして、当該管轄条項を無効（旧契約法第40条）としている。

---

45) 奚・前掲注(42)同所。

【学説】

学説上も、B/L 上の管轄条項・準拠法条項が、中国海商法第4章「物品運送契約」の強行規定に反しないかぎり、有効であるとの主張<sup>46)</sup>が多数存在する。海商法第4章には、運送人の責任、義務の最低限度を定めた強行規定があり、B/L 上の管轄条項（・準拠法条項）がこれらの強行規定に反し、運送人の責任または義務を軽減した場合は、無効であるという<sup>47)</sup>。当然のことながら、海商法第4章の強行規定違反を理由に、B/L 上の管轄条項を無効とする前提は、B/L をめぐる紛争が、中国海商法第4章の規制対象であることである<sup>48)</sup>。

さらに、B/L 上の管轄条項・準拠法条項は、海商法第4章の強行規定のほか、中国の公共秩序にも反してはならないとの見解<sup>49)</sup>がある。

【検討】

B/L 上の管轄条項は、単に、B/L をめぐる紛争解決をある国の裁判所の判断に委ねることを決めた条項であり、管轄条項自体が中国の強行法規定または公序に反することはない。もちろん、指定された裁判所により準拠される法によっては、結果的に中国の強行法規定または公序に反する可能性があるが、管轄条項自体が中国の強行法または公序に反するとの結論に達することはできないであろう。

日本の国際海上物品運送法第11条に特約禁止に関する規定（中国海商法第44条と同趣旨）があるが、同11条により「B/L 上の管轄条項が直ちに無効とな

---

46) 李守芹「论提单中管辖权、仲裁、法律适用条款的效力」人民司法2002年8号32頁（2002年）。丁莲芝「执行国际海运管辖权条款之对比与策略分析研究」中国海商法研究第29卷第2期38頁（2018年）。高・前掲注（28）102頁。

47) 中国海商法第44条【無効事由】（前掲注（19）を参照）が根拠条文となる。

中国は、国際海上物品運送に関するいずれの条約をも批准していないが、国内法である海商法を制定する際に、ヘグ・ウィスビー・ルールまたはハンブルク・ルールの規定を参考に、運送人の最低限の責任等について強行規定で定めている。

48) 李・前掲注（46）同所。たとえば、滞船料または運送賃をめぐる紛争は、海商法第4章の強行規定の規制対象外である（李・前掲注（30）112頁）。

49) 向明华「海事诉讼管辖权国际冲突问题研究」河北法学第30卷第8期61頁（2012年8月）。奚・前掲注（42）13頁。李・前掲注（46）同所。丁・前掲注（46）同所。

ることはないが、非締約国の裁判所や準拠法を指定することで運送人責任が免除される結果となる場合は、効力を否定しうる。」というのが日本の有力学説<sup>50)</sup>である。

## 5 おわりに

合意管轄が1992年民訴法で初めて認められて以来、中国の民事訴訟法上一貫して認められてきた。しかし、管轄合意の一つである B/L 上の管轄条項については、中国の裁判所は基本的に否定的である。B/L 上の管轄条項（準拠法条項）の効力について直接定めた規定がないにもかかわらず、合意管轄に関する規定、普通取引約款に関する規定または海商法の強行法規定を根拠に、管轄条項・準拠法条項を無効としている。

このように、外国の裁判所を指定する B/L 上の管轄条項を、さまざまな理由で否定している一方で、自国の裁判管轄権は拡張している。中国海事訴訟特別手続法（2000年7月1日より施行）第8条は、「海事紛争の当事者のいずれもが外国人、無国籍人、外国企業または組織であり、書面をもって中国の海事法院を管轄裁判所と合意した場合、紛争と実際に関連性のある地が中国領域内にないにしても、中国海事法院は当該紛争について管轄権を有する」と、一切の条件を付さず、当事者間の合意のみで中国海事裁判所の裁判管轄権を認めている<sup>51)</sup>。

B/L 上に指定された外国裁判所の裁判管轄権を厳格な基準のもと原則的に否定し、中国の（海事）裁判所の裁判管轄権については無条件に肯定する中国裁判所のスタンスについて、これは、二重の審査基準の確立であるとの批判的な見解<sup>52)</sup>、中国裁判所の裁判管轄権の肯定は、実際に関連性基準の突破であり、

---

50) 増田史子「国際海上物品運送契約における裁判管轄条項（一）」法學論叢第174巻第2号7頁（2013年11月）。

51) 中国海事訴訟特別手続法第8条を根拠に、中国海事裁判所の裁判管轄権を認めたものとして、広東省高級人民法院（2009）粵高法立民終字第136号がある（前掲注（15）に掲載）。

52) 向・前掲注（49）56頁。

当事者意思自治の原則の現れであるとの賛成的な見解<sup>53)</sup>など、中国国内からの評価もさまざまである。

中国の裁判所は、国内の当事者（ほとんどの場合荷送人）の権利を保護するため、外国裁判所（・外国法）を指定した B/L 上の管轄条項（・準拠法条項）を随意的に否定している<sup>54)</sup>が、これでは、むしろ国内の当事者の権利を十分に保護できず、最終的には中国の対外的な司法イメージを傷つけることになるとの批判<sup>55)</sup>がある。

他にも、中国の司法主権を守ることは必要であるが、同時に国際社会の協働、情勢を考慮し、国際礼譲の原則のもとで管轄権の衝突問題を解決しなければならないとの見解<sup>56)</sup>、管轄合意はいかなる拘束をも受けないのではなく、公序・強行法の規制を受けるため、当事者の意思自治を尊重し、当事者間の管轄合意の効力を認めることは、中国の海事裁判所の管轄権の行使に根本的な影響を及ぼさないとの見解<sup>57)</sup>がみられる。

前述のとおり、日本は原則的に B/L 上の管轄条項を有効としている。また、主要な海運国であるイギリスにおいても B/L 上の管轄条項は基本有効とされ、アメリカも、1950年代から徐々に管轄条項の効力を否定する先例を変え、管轄条項の効力を認めるようになった<sup>58)</sup>。各国の状況を見ると、B/L 上の管轄条項の効力を原則認めながら同時に一定の制限を加えているが、その制限となる条件は次第に縮小しつつあるように思われる。

中国の状況は各主要な海運国の状況と異なり、自国の裁判所が指定されていないかぎり、基本的には厳しい基準のもと、B/L 上の管轄条項・準拠法条項を否定している。その背景には、自国の荷送人の利益を保護しようとする政策

---

53) 余・前掲注(28) 88頁。

54) 蔡・前掲注(41) 119頁。

55) 蔡・前掲同所。

56) 向・前掲注(49) 同所。谢周圆「试论涉外海事诉讼管辖权的冲突与协调」法制博览2015年8月(下) 158頁。

57) 丁・前掲注(46) 同所。

58) イギリスおよびアメリカの状況については、増田・前掲注(50) 7頁—9頁を参照すること。

的な打算が垣間見える。根拠となりそうな法規定をすべて駆使してできるだけ外国裁判所・法を指定した B/L 上の管轄条項・準拠法条項を否定しようとするスタンスは、中国裁判所の国際社会におけるイメージを悪くするだけでなく、B/L の紛争に関する裁判経験がより豊富で、より公平な第三国による裁判管轄を排除することで、かえて荷送人に不利な状況を作り出すことも考えられる。諸外国の状況を参考に、B/L 上の管轄条項・準拠法条項が著しく不当な場合のみその効力を否定し、それ以外は基本的に効力を肯定するほうが望ましいであろう。中国国内からの批判の声・建設的な意見も、中国裁判所が B/L 上の管轄条項・準拠法条項を否定するスタンスを変えるきっかけの一つになることが望まれる。

---

\* 本研究は、2019—2020年度関西大学研究拠点形成支援経費において、研究課題「法の支配と法多元主義」として研究費を受け、その成果を公表するものである。